

子ども・子育て支援新制度に伴う幼稚園・保育園保育料の設定について

1 概要

幼稚園及び保育園の保育料について、平成27年4月開始の子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）の施行に伴い、その性質や算定方法等が変更となるため、関係規定を改正する必要がある。

現在、各基準額表を検討中であり、平成27年第1回定例会に条例の改正等を提案する予定であるが、現時点での基本的な方針を整理した。

2 主な変更点、保育料の考え方

(1) 幼稚園

①私立・区立共通事項

ア 保育料の額は、所得に応じて区が定める。その額は、従来の保護者負担と大きな変動がないように設定することを基本とする。

イ 原則として、「入園料」は「保育料（基本負担額）」に含まれる。

②私立幼稚園保育料

ア 保育料の設定

従来は、各私立幼稚園が定めていた「保育料」が区民税額に応じて区が定める「保育料（基本負担額）」となる。

イ 入園料補助金の変更

新制度では、原則として「入園料」が「保育料（基本負担額）」に含まれるため、これまでの「入園料補助金」はなくなる。その代わりに、「特定負担額」に対する補助の仕組みを設ける。

ウ 新制度に移行しない私立幼稚園

従前のおり。

③区立幼稚園保育料

ア 保育料の設定

従来は、保育料を条例で規定し、利用者の所得による減額・免除制度を施行規則で規定してきたが、これらの料金設定を条例で規定する。

なお、小学校3年生までの兄弟の中で区立幼稚園で保育されている第3子以降の児童がいる世帯に対する保育料の免除については、現行通り施行規則で規定する。

イ 入園事務手数料

従来使用料として徴収していた「入園料」は、新たに「入園事務手数料」として徴収する。

なお、減額・免除制度については現行どおりとする。

(2) 保育園

① 保育料の設定

新制度においても、私立認可保育所の保育料は引き続き区が徴収する仕組みとなるため、これまでと同様に区立・私立ともに区が条例等で規定する。

② 算定方法

算定の根拠を従来の所得税から区民税に変更する。その額は、従来の保護者負担と大きな変動がないように設定することを基本とする。

③ 保育短時間認定の保育料

保育短時間認定に係る国が示す利用者負担のイメージは、保育標準時間認定に係るものより減額されていることから、保育短時間認定に係る保育料については、減額することを検討中である。

④ その他の保育の保育料

新制度に移行する家庭福祉員（保育ママ）、小規模保育事業については、認可保育所の保育料と同一の体系となる。

3 実施時期(予定)

平成27年4月1日

4 周知方法

保育料決定後、速やかに広報かつしか及び区ホームページに記事を掲載するとともに幼稚園・保育園を通じて周知を図る。

参 考

※基本負担額 . . . 区が定める保育料を指す。現行の私立幼稚園の利用者の負担（国が定める保育料から保育料補助金を差し引いた金額）を基本とする。

※特定負担額 . . . 各幼稚園が定める、基準を超えて配置する職員の人件費等を指す。各幼稚園は入園時に徴収することも、毎月の基本負担額に上乗せして徴収することも可能。

※保育標準時間認定 . . . 保育提供時間が11時間の保育認定のこと

※保育短時間認定 . . . 保育提供時間が8時間の保育認定のこと